

## 社会福祉法人 新十津川町社会福祉協議会（社協）について

新十津川町社会福祉協議会（略して「社協」と言います。）の会費、共同募金運動などについて、ご不明な点がございましたら、いつでもお気軽にお問合せください。

また、ご連絡いただければ、行政区の会議の場にご説明に伺うこともできます。

以下、よくある主なご質問と回答を列記しましたので参考にしてください。

### 【社会福祉協議会・会費について】

ご質問	回 答
Q1 社会福祉協議会とは？	A1 戦前戦中に設立された民間慈善団体の各組織を集合させ、戦後、地域福祉の推進を図る組織として法制化のもと社会福祉法人として各都道府県、市町村ごとに設置された組織です。
Q2 主な運営資金は？	A2 運営資金の多くは、行政機関の予算措置によるもので「公私共同」、「半官半民」で運営されています。
Q3 会費は強制ですか？	A3 社協の会費は任意であり、新十津川町社協の取組みにご賛同いただいた方に、金銭的なご支援をお願いするものです。ぜひ、会費納入にご協力願います。
Q4 私はいつ会員になったのですか？	A4 会費の納入の有無や額に関わらず、町内にお住まいのすべての方は「社会福祉協議会会員」としてとらえ、地域の支え合い、助け合い活動に協働していただくという考え方です。
Q5 なぜ、寄付や募金ではなく「会費」なのですか？	A5 地域福祉（誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり）を町民の側から推し進めること（住民主体）を目的とすることから「会費制度」をとっています。 自分たちのために、自分たちでお金を出し合い、自分たちで決める…それが社協会費の考え方です。
Q6 会費を納入すると、どのようなメリットがありますか？	A6 会員になることへの特別な特典はなく、同時に「会員」、「非会員」の対応の区別もしていません。 新十津川町社協では、町内にお住まいのすべての方を会員として考えており、全町民が福祉を享受できる対象者としてとらえています。 地域の支え合い、助け合いに賛同していただける方に、会費の協力をお願いしています。
Q7 なぜ、行政区が社協会費を集めるのですか？	A7 地域での支え合い、助け合いは、社協活動の根幹です。そのためには地域にお住いの皆さんの思いや、状況、課題を把握すること、また、情報の伝達や広報に努めることなど、行政区長を始めとする行政区役員（町内会長を含む）のお力が不可欠となります。 こうしたことから、行政区長には新十津川町社協の理事または評議員として社協活動に参画していただいています。
Q8 なぜ、社協会費は1,000円以上なのですか？	A8 過去、行政区から「会費であるなら金額を決めてほしい」という意見が強く出され、昭和32年に年額30円という金額を目安としてお願いすることになりました。

	さらに「町民の皆さんのお気持ちを受け入れるべき」とされ、“〇〇円以上”となり、その後50数年、幾度か金額が改定され現在の“1,000円以上”と表記されるようになりました。
Q9 1,000円未満は受け付けないのですか？	A9 目安として1,000円以上という金額を設定していますが、金額に上限、下限はありません。 新十津川町社協の取組みにご賛同いただける場合は、ぜひご協力願います。
Q10 「一般会員」、「賛助会員」、「特別会員」の違いを教えてください	A10 特に大きな違いはありません。 新十津川町社協の取組みにご賛同いただき社協会費として1,000円以上ご協力いただいた方は、すべて「一般会員」、また事業所、団体等の賛同者は「賛助会員」、社会福祉施設、団体、機関等の協力者は「特別会員」としています。
Q11 新十津川町社協は会費だけで運営されているのですか？	A11 新十津川町社協では、会費収入のほかに、事業収入、受託金、補助金、寄付金、共同募金助成金、公益事業収入などがあります。 各収入は、使用目的が決められていますので、本会独自の事業や地域サロン、給食サービス、地域福祉推進のための活動には社協会費が重要な財源になります。
Q12 私たちの声や意見はどのように反映されるのでしょうか？	A12 新十津川町社協では、どのような声や意見も社協窓口でお受けします。また、各行政区の区長さんは社協の理事または評議員にいらっしゃいますので、行政区長さんを通じて皆さんのお声やご意見を伝えていただければ、できる限りの対応をいたします。
Q13 直接、お話を聞くことはできますか？	A13 ご連絡をいただければ、行政区の総会や役員会等にお伺いし、職員より直接説明をさせていただきます。 ご不明の点がございましたら、いつでもご連絡ください。

### 【共同募金について】

ご質問	回 答
Q1 税金を払っているのに、なぜ、共同募金をする必要があるのでですか？	A1 共同募金は、ニーズに対し迅速かつ柔軟に対応できる、民間福祉活動の財源です。 行政では、私たちの税金で公平に効率的に、社会福祉の対象者にも、不公平にならないように施策を行っています。行政の施策の基本は、法律や条例などにより定められ、公平に行われています。逆に言えば、新しい要望や予想外の状況に臨機に対処できない場合が多いのです。ところが社会福祉の現場では、日々その対象が変わり、できるだけ早く実情に即したさまざまな活動が必要になります。そうした場合、臨機応変に動けるのが「民間」です。 それが民間の良さであり、民間の特質である迅速性、柔軟性、先駆性、開拓性です。そのための財源として、共同募金は欠かすことができないものです。
Q2 なぜ、目標額があるので	A2 共同募金は、地域の民間福祉のニーズを受け付けてから募金を行

<p>すか？</p>	<p>う、「計画募金」です。共同募金は、寄付金が集まってから使いみちを決める募金ではありません。</p> <p>まず、地域のさまざまな団体や民間福祉施設に申請を呼びかけます。その申請内容について、その必要性、緊急性などを考慮し、寄付者の方々に納得いただける助成計画を策定し、その計画に基づいて目標額を設定します。</p> <p>助成計画は、地域の代表者（行政区長や民生児童委員）などによって構成されている「審査委員会」で決められます。</p>
<p>Q3 善意の募金なのに、なぜ寄付額を割り当てるのですか？</p>	<p>A3 ご寄付いただく目安として「目安額」をお示ししています。共同募金は、決して寄付額を割り当てる募金ではありません。</p> <p>事前に助成計画を立て、その計画に基づいて目標額を定めていますが、町民の皆さんがご寄付いただくにあたっては、任意でご協力いただければ結構です。</p> <p>「じぶんの町を良くする」ために、どれくらい協力したらいいのかわからない場合の「目安」としてお考えください。</p>
<p>Q4 なぜ、行政区長や町内会長が共同募金運動に協力しなければならないのですか？</p>	<p>A4 共同募金は、町民の皆さんから寄せられた募金を地域の代表者（行政区長や民生児童委員）などによって構成されている「理事会」や「評議員会」、「審査委員会」で使い道を決める募金活動です。</p> <p>行政区長さんや町内会長さんは、地域の代表者＝代弁者であるという認識に立ち、社協事業や共同募金運動への深い理解をお願いするとともに、町民の皆さんに本運動の趣旨や使いみちを正しくご理解いただくために、行政区のリーダー役、また、パイプ役としてご協力いただきたいと考えています。</p>
<p>Q5 なぜ家庭で募金したのに、職場でも募金するのですか？</p>	<p>A5 共同募金は、一人ひとりにご協力いただくことをめざしている運動です。</p> <p>共同募金は、各家庭ばかりではなく、街頭や職場、学校などでも募金を呼びかけています。これは、住民の皆さん一人ひとりに、住んでいる地域の福祉に関心を持っていただきたいからです。</p> <p>多くの人は、日常的に福祉にふれる機会がほとんどありません。誰もが地域に関心を持ち、お互いに助け合って、ともに生きていこうという理念のもとに運動を行っています。</p>

**【新十津川町社会福祉協議会／新十津川町共同募金委員会】**

住 所 新十津川町字中央306番地3（農村環境改善センターみらいえ）  
 電 話 0125-76-2600（法人代表）  
 0125-74-5343（ボランティアセンター）  
 0125-72-2030（地域包括支援センター）  
 F A X 0125-76-3505  
 E-mail shin-csw@bz01.plala.or.jp  
 H P <https://www.shintotsukawa-shakyo.or.jp>

